

ともに暮らせる社会をめざして

平成28年4月から、障がい者を理由とする差別の解消を促進することを目的に、障害者差別解消法が施行されています。私たち一人ひとりができることを考え、障がいのある人もない人も共に暮らせる社会を目指していきましよう。

障がい者に対する差別をなくすために

全ての国民が、障がいがあってもなくても分け隔てられることなく、お互いを尊重して暮らせる社会の実現を目的として、障害者差別解消法が制定されました。どういふことが差別になるのかをきちんと判断できるように法律を定めることで、差別の解消を推進します。

この法律では、「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。

| | 不当な差別的取扱い | 合理的配慮の提供 |
|--|-----------|--|
| 役所など <small>(国の行政機関、地方自治体など)</small> | | 法的義務 障がい者に対し、合理的配慮を行わなければなりません。 |
| 会社・お店など <small>(民間事業者)</small> <small>※民間事業者には、個人事業者、NPO等の非営利団体を含みます。</small> | | 努力義務 障がい者に対し、合理的配慮を行うように努めなければなりません。 |

不当な差別的取扱いの禁止

障がいのある人に対して、正当な理由もなく、障がいを理由として、サービスの提供を拒否することや障がいのない人に付けない条件を付けることなどが禁止されます。

例

保護者や介護者が一緒にないと店に入ることを拒否する。

例

障がい者であることを理由に、受付の対応を拒否する。

合理的配慮の提供

障がいのある人から、社会の中で困っていることを取り除いてほしいと伝えられた時に、負担が重すぎない範囲で対応することです。

例

自筆が困難な障がい者から要望を受けた場合、本人の意思確認を適切にした上で代筆対応する。

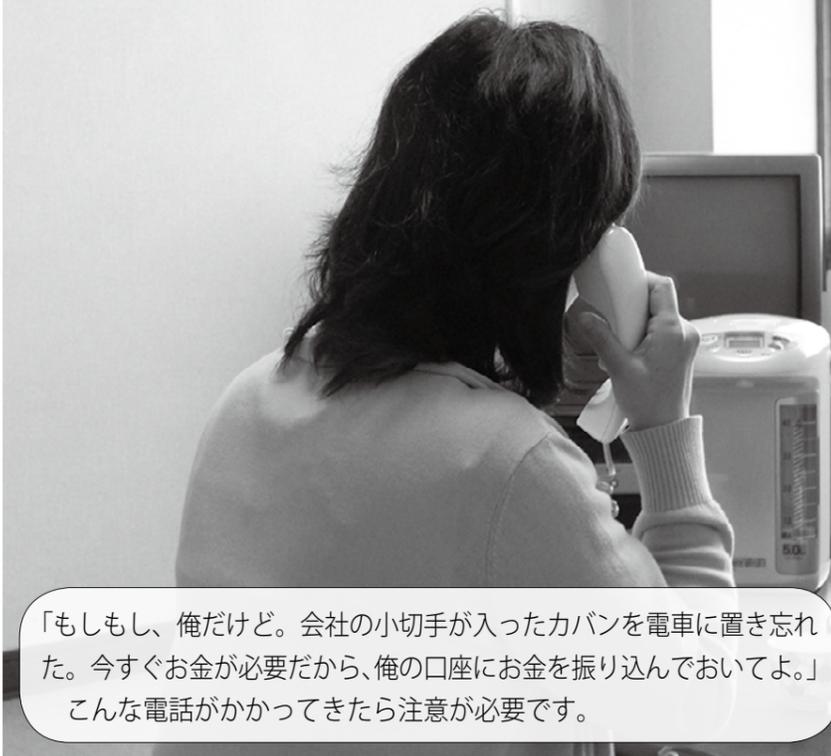
例

段差がある場合に補助をする。(キャスター上げなど)

負担が重すぎて対応できない場合には、別のやり方を提案することを含め、話し合い、理解を得るよう努めることが大切です。一人ひとりがそれぞれの立場で考え、行動すること誰もが暮らしやすい社会へとつながっていきます。

問い合わせ先 地域福祉課 ☎ 22-8176

振り込め詐欺にご注意を！



「もしも、俺だけ。会社の小切手が入ったカバンを電車に置き忘れた。今すぐお金が必要だから、俺の口座にお金を振り込んでおいてよ。」
こんな電話がかかってきたら注意が必要です。

後を絶たない振り込め詐欺

オレオレ詐欺をはじめとする振り込め詐欺などの被害は後を絶ちません。ゆっくり冷静に考えると分かることでも、突然だったり、急がされると判断を間違えることもあります。トラブルに巻き込まれないために正しい知識を身につけることが大切です。

オレオレ詐欺

家族や警察官、弁護士などのふりをして電話をかけ、家族が借金や交通事故のトラブルに遭遇したなどとうそを伝えます。うそのトラブル解決のためのお金を要求し、指定した口座にお金をお金を



平成28年度専門相談会

弁護士による消費生活に関する個別専門相談です。お気軽にご相談ください。

と き (要予約)
 6月6日(月)、9月5日(月)
 12月5日(月)、3月6日(月)
 14時～16時(相談時間30分)

自分は大丈夫と思わず、自分の身に起きるかもしれないという警戒心を持つことが大切です。困ったことがあったら1人で悩まず、すぐに相談してください。

問合せ・申込先
 生活安全課 (敦賀市消費生活センター)
 ☎ 22-8115

対処法

振り込ませませす。
 ・自分から名乗らない。
 ・家族内で合言葉を決める。

還付金詐欺

市役所や年金事務所職員などのふりをして電話をかけ、「医療費の還付があるが、手続きの期限が過ぎている。」などと急がせATMまで誘導。還付金の手続きと思わせてATMを操作させ、お金をだまし取ります。

対処法

・還付金の手続きはATMで行わない。
 ・一旦電話を切り、公的機関へ事実確認する。

架空請求

アダルトサイトの利用料や借金の返済要求など、はがきやメールで身に覚えのない架空請求をし、裁判や訴訟をすると脅されます。
対処法
 ・身に覚えのない請求は無視する。